

環境省訓令第16号

環境省における対日直接投資総合案内に関する細則を次のように定める。

平成15年5月26日

環境大臣 鈴木 俊一

環境省における対日直接投資総合案内に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、「対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方」(平成15年5月23日対日投資会議議長決定。以下「考え方」という。)に基づき、対日直接投資(以下「投資」という。)に関する行政手続を明確、簡素、迅速にするとともに投資に関する情報を円滑に提供することによって、投資の促進を図り、もって我が国経済の発展に資するため、環境省における対日直接投資総合案内に関する細則を定めるものとする。

(窓口の体制)

第2条 考え方に基づく対日直接投資総合案内窓口(以下「窓口」という。)は、総合環境政策局環境経済課とする。

2 窓口には、次の各号に掲げる設備を設けるほか、常時一人以上の担当者を置くものとする。

(1) 専用の番号を持つ電話

(2) 室外への窓口の表示

(窓口の名称、表示)

第3条 窓口の名称は、考え方に規定する名称を使用する。窓口の表示は、考え方に規定する意匠を名称とともに使用する。

(窓口の業務)

第4条 窓口は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。なお、窓口は照会事案の処理状況について、別記様式第1により、その処理を記録する文書(電磁的記録を含む。)を作成し、保管するものとする。

(1) 投資に関する相談

(2) 投資に関する情報の提供

(3) 投資に関する許認可等の申請について、第7条に規定する照会者等の求めに応じ、当該許認可等を所掌する課室等(以下「担当課」という。)での申請手続への立会い又は担当課への事案の送付、受付後の当該申請の進捗の管理及び調整

(4) 投資に関する「環境省における法令適用事前確認手続に関する細則」(平成14年環境省訓令第2号。以下「法令適用事前確認手続」という。)による照会に対する回答に関し、第7条に規定する照会者等が苦情を申し入れた場合における苦情の聴取及び担当課との調整

(適切な窓口の教示)

第5条 窓口の所掌と異なる事案について照会があった場合は、窓口は当該案件を所掌する関係各府省の窓口又は内閣府に設置された窓口を教示するものとする。また、投資に係る一般的な情報又は弁護士、行政書士など専門家による助言等が適当とされる事案について照会があった場合は、日本貿易振興会に設置された窓口を教示するものとする。

(対象とする事案の範囲)

第6条 窓口は投資を検討する者又は法人(以下「民間事業者等」という。)の事業活動にかかわるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものを取り扱う。

- (1) 市場に関する情報及び投資に関する施策等、投資に関する情報の提供依頼
- (2) 投資に関する許認可等の申請手法の教示依頼
- (3) 投資に関する法令適用事前確認手続による照会に対する回答についての苦情
- (4) その他投資に関する照会の依頼

(照会者等)

第7条 本細則に基づく照会を行うことができる者は、将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示した、民間事業者等、外国政府機関並びに在日海外商工会議所、国内商工会議所及び日本貿易振興会等の経済・貿易関係団体又はその代理人(以下「照会者等」という。)とする。

(秘密保持)

第8条 関係府省は照会者等の情報の取扱いについては慎重に行うこととする。また、照会者等の照会内容及び回答内容は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に従って取り扱われることを照会者等に告げることとする。

(照会方法)

第9条 本細則に基づく照会は、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 照会は、別記様式2により作成した書面(電磁的記録を含む。以下「照会書」という。)を窓口へ提出し、又は別記様式2に該当する内容を陳述することにより、行うものとする。
- (2) 窓口は、照会書に形式上の不備があると認めるとき又は照会に回答するために必要と判断するときは、照会者等に対し補正を求めることができる。

(取下げ)

第10条 担当課は、次条の規定に基づき回答を行うまでの間に照会者等から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答は行わないものとする。

(回答期間)

第11条 照会に対する回答期間は、原則として、照会書を窓口において受け付けた日から10日以内(土日祝祭日を除く。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、合理的な範囲で回答期間を延長することができる。

- (1) 慎重な判断を要する場合
- (2) 担当課の事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合
- (3) 許認可等の申請であって、別途行政手続法(平成5年法律第88号)その他の法令に基づく標準処理期間等(以下、「標準処理期間等」という。)の定めがある場合

2 前項ただし書の規定により、回答期間を延長する場合は、その理由及び回答時期の見通しについて、標準処理期間等による場合は、当該標準処理期間等について、回答期間内に書面により照会者等に通知するものとする。ただし、照会者等が口頭で回答することに同意する場合についてはこの限りではない。

3 回答に1ヶ月以上を要する場合には、少なくとも1ヶ月ごとに回答作業の進捗よく状況を照会者等に対して説明するものとする。

( 回答方法 )

第 1 2 条 照会に対する回答は、書面により照会者等に通知するものとする。ただし、照会者等が口頭で回答することに同意する場合についてはこの限りではない。

2 照会に係る事案が複数の省庁において共管のものである場合は、予め照会者にその旨を通知するとともに、環境省の所管の範囲内で回答するものとする。

( 回答を行わない場合 )

第 1 3 条 照会が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、回答を行わないことができる。この場合において、照会者等に対する通知は、別記様式 3 により作成した書面をもって、遅滞なく行うものとする。ただし、照会者等が口頭で通知することに同意する場合についてはこの限りではない。

(1) 照会内容に該当する事実、情報が存在しない場合

(2) 照会の基礎となる事実関係に関する情報が、回答の判断を行う上で著しく不明確である又は不足している場合

(3) 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）その他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている場合

(4) その他回答を拒否する合理的な理由がある場合

附 則

この訓令は、平成 1 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

相談日 平成 年 月 日

## 相 談 内 容 カ ー ド

案件 No. \_\_\_\_\_ 省庁名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

来訪 ( 人 )      電話      レター・FAX      E-Mail

<b>事業者等名称</b>	代理人		
<b>事業者等所在地</b>			
<b>提供する主な製品、サービス、業種</b>			
<b>相談者名</b>			
	TEL	FAX	
	E-Mail		
<b>問合せ内容</b>			
<b>問合せの理由</b>			
<b>処理状況</b>	_____ 課へ照会 ( 月 日 ) _____ 省窓口へ転送 ( 月 日 ) JETRO へ転送 ( 月 日 ) 地方自治体 ( ) を紹介 ( 月 日 ) その他 ( )		
<b>処理結果</b>	_____ 課より 月 日 を回答		

平成 年 月 日

## 照 会 書

事業者等名称	代理人		
事業者等所在地			
提供する主な製品、サービス、業種			
相談者名			
TEL		FAX	
E-Mail			
問合せ内容			
問合せの理由			

注) この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき取り扱われます。法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については開示されません。

御中 / 様

平成 年 月 日

環境省総合環境政策局環境経済課

御社 / 貴殿から照会のあった件については、以下の理由のため、回答を行うことができませんので、お知らせします。

照会内容に該当する事実、情報がない

照会内容が著しく不明確である又は不足している

照会内容に類似の事案が現在争訴中である

その他

( )

(参考)

照会日 年 月 日

照会内容